

ドローン（無人飛行機）を用いた演出等に関する諸条件について

現行法（航空法）では、重量 100g 以下の機体、また屋内での飛行については明確な基準がないため、施設利用者の安全確保の観点から、以下を三重県総合文化センター区域内におけるドローン（無人飛行機）の使用条件とします。

以下、①～④の各項目に関する文書・図面・証明書類の写しを添付して『危険行為に関する誓約書』とともに、施設利用サービスセンターまで事前にご提出下さい。

尚、事故の恐れのない空間（無人・囲いの中など）での飛行の場合、② ④についてはこの限りではありません。別途お問い合わせください。

① 仕 様

- ・ 技適マーク（電波に関する技術基準適合証明）を取得した機体であること
- ・ 飛行計画に対して、バッテリーおよび通信距離が、必要十分な性能を有していること
- ・ 障害物回避、自律飛行などの安全機能を有していること
- ・ 機体の通信帯域が 2.4GHz の場合は、館内の通信機器類や、他の持込機器類（照明ユニットなど）との干渉のおそれがあるので、事前に相談・調整をすること

※機体重量が 100g を超える場合、すべてのプロペラにプロペラガードが装着されていることが望ましい

② 操縦者（資格）

- ・ 一等無人航空機操縦士、または二等無人航空機操縦士の資格を有する者（民間資格は不可）
- ・ 2.4 GHz 帯を使用し送信出力が 10mW を超える、または 5.7GHz/5.8 GHz 帯を使用する機体の場合は、無線従事者資格（無線技士）を有する者であること

③ 飛行範囲

- ・ 飛行範囲や時間帯を記した「飛行計画書（様式は任意）」を作成すること
- ・ 不測の事態（機体の落下等）に備えた安全対策をとること
- ・ イベント当日に試験飛行の時間を確保し、安全に飛行できることを施設側スタッフと共に確認すること

※イベント参加者（一般・関係者の区別なし）の真上を飛行することは、落下時の事故リスクから不可とする

④ 保 険

- ・ 法人・事業向けの賠償責任保険に加入していること

※補償金額 5 億円以上が望ましい